



Urasoe Technical High School

交通安全だより

令和6年12月
生徒指導部
交通安全係

交通安全委員・生徒会 交通安全運動実施中！

現在浦添工業では、各クラスの交通安全委員と生徒会で交通安全運動を実施しています。

緊張しながらも、お昼の校内放送を行ったり、朝や放課後の時間に玄関前に集合し交通安全の呼びかけを頑張っています！みんなで交通安全の意識を高めましょう！

年末になり、各地でイベントも多くなって来ました。生徒の皆さんも友達や家族と出かける機会も増えると思います。思いがけない事故や事件に巻き込まれないために安全に留意し年末年始も過ごして下さい。深夜徘徊をしない、交通ルールを守るなど、年末年始の過ごし方を家族で確認する時間を持って、楽しく安全な冬休みにしましょう！みんなで交通ルールを守り事故のない浦添工業を目指しましょう！

年末年始 事故ゼロ

全生徒の皆さんへ

横断歩道を渡る
信号機に従う
自分の身を守る
ために安全を確
認しよう！

運転免許取得者へ

友達同士、車やバイクの
貸し借りはしない

家族の車やバイクを使う時
は必ず許可を得てから

行き先や用途を伝える

など

家族で運転に関する
ルールを再確認して
交通安全を
徹底して下さい。

自転車に乗る生徒へ

☆ 自転車安全利用五則の徹底
☆ 交差点での一時停止・安全
確認をしよう

☆ 二人乗りはやめよう

☆ 夜間は早めにライトを！

☆ イヤホンを使用しての走行
は危険！

☆ スマホを使用してのながら
運転はやめよう

☆ ヘルメットを着用しよう

☆ 「自転車利用中の対人賠償事
故に備える保険等」の保険に加
入しよう

令和6年度年末年始の交通安全県民運動実施中

自転車を利用している皆さまへ



改定した 自転車 安全利用五則 を守りましょう！

自転車安全利用五則

(令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



改定した 自転車安全利用五則を守りましょう!

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます



歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。



5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



ヘルメットはあなたの命を守ります!

ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています(平成29年~令和3年合計)。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。

◆自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率
(平成29年~令和3年合計) (警察庁資料より)



※致死率とは死傷者のうち死者の占める割合をいう。

令和6年 年末年始の 交通安全県民運動

12月21日(土)～1月4日(土)
15日間

令和6年

令和7年



沖縄ラブ&ピース専門学校 渡川ひより さんの作品

運動のスローガン

飲みません 今日私は私が
ハンドルキーパー

令和6年交通安全年開スローガン(毎日新聞社)「全日本交通安全協会」交通安全啓発作品(両部由美さん(大分県)の作品)

運動の重点

- ① 飲酒運転の根絶及び危険運転の防止
- ② こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



沖縄県・沖縄県交通安全推進協議会

飲酒運転は犯罪です！



【県内の飲酒運転関連状況】※令和6年9月末現在

- 飲酒絡み事故発生件数…48件 (前年比-3件)
- 飲酒絡み事故死者数…4人 (前年比±0人)
- 飲酒運転検挙件数…967件 (前年比+127件)

二日酔いによる 飲酒運転に注意！！

令和5年中、飲酒運転で検挙された者の実態調査では、出勤時間帯(6時～9時)に検挙された者が32.3%と最も多く、二日酔いによるものと思われる。



覚えて下さい!! アルコールの単位と処理にかかる時間

【アルコールの単位】※アルコール1単位=純アルコール20gを含む量

ビール	泡盛	日本酒	酎ハイ	ワイン	ウィスキー
1杯(500ml) アルコール度5%	グラス半分(100ml) アルコール度25%	一合(180ml) アルコール度15%	1本(350ml) アルコール度7%	小グラス2杯(200ml) アルコール度12%	ダブル1杯(80ml) アルコール度43%

ここにあげたのは、純アルコール約20グラムを含む酒類です。これを「アルコールの1単位」と呼びます。泡盛やウィスキーなどアルコール濃度が高いものほど、量が少ないことが分かります。

【アルコールの処理にかかる時間】

※体重60kgの人が1単位を処理するには約3～4時間かかります！

例：ビール3杯(500ml)と泡盛グラス半分(100ml)を飲んだ場合…
4単位 × 4時間 = 16時間
8時間経たしても、体内には2単位分のアルコールが残っており、そのまま運転すると飲酒運転になります

アルコールの分解にかかる時間は、睡眠中は遅くなります。(通常の約2倍) また、大量に水を飲んだり、運動やサウナなどで汗をかいても体外にアルコールが排出されるのはほんの一部で、肝臓で分解されない限り、体からアルコールはほとんど抜けません。

※アルコールの分解時間は個人差があり、年齢・性別・体重・体質等でも変わります。

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

運転中ながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外



酒気帯び運転および補助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
6カ月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反覆して行った者は講習制度の対象となります。

※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、速断踏切入り、安全運転義務違反、通行区分違反など

高齢運転者の交通事故防止

加齢に伴う身体機能の変化等について把握しましょう。

- 体調が悪いときは、無理に運転をしないようにしましょう。
- 自動車等の運転に不安がある方は、運転免許証の自主返納を検討しましょう。



高齢運転者の方へ

- 通り慣れた道路でも油断せず、安全をしっかり確認しましょう。
- 運転操作は慌てず、落ち着いて確実にいきましょう。
- 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置などを搭載した安全運転サポート車(サポカー)を検討しましょう。

飲酒運転根絶宣言店 募集中!!



「飲酒運転をしない、させない、許さない」

沖縄県では、飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進するため、飲酒運転根絶を宣言し実践する酒類提供飲食店を募集・登録しています。登録されると、次のような特典があります。

- 登録証の交付
- 沖縄県のホームページに、飲食店名・所在地等を掲載
- 交通安全啓発物の配布
- 飲酒運転根絶ロゴマークの使用(申請不要)
- 県知事表彰の対象(飲酒運転根絶対策功労表彰)

詳細や申込方法は
こちらから▼



※HPの二次元コード